

◎防衛省の職員の給与等に関する法律

の一部を改正する法律

(平成一九年一月三〇日法律第一二四号)

一、提案理由

(平成一九年一月二五日・衆議院安全保障委員会)

○石破国務大臣 たいいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて防衛省職員に給与について所要の措置を講ずるほか、任用期間を定めて任用されている自衛官の退職手当の算定の方法を改めるものであります。

すなわち、第一点は、一般職の職員の例に準じて自衛隊教官及び自衛官の若年層の俸給月額を改定するとともに、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を改定することといたしております。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第二点は、一般職の職員と同様に専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設を行うことといたしております。

第三点は、任用期間を定めて任用されている自衛官で育児休業等により勤務しない期間のあった隊員に対する退職手当について除算規定の整備を図ることといたしております。

そのほか、附則において、施行期日及び経過措置等について規定いたしております。

なお、事務官等の俸給並びに扶養手当及び勤勉手当につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、一般職の職員と同様の改定が防衛省職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院安全保障委員長報告

(平成一九年一月二〇日)

○嘉数知賢君 たいいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

三三一

ます。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、任期制自衛官に係る退職手当の算定方法を改める等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、自衛隊教官及び自衛官の若年層の俸給月額を改定するとともに、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を改定すること、

第二に、専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設を行うこと、

第三に、任期制自衛官で育児休業等により勤務しない期間のあつた隊員に対する退職手当について除算規定の整備を図ること等であります。

本案は、去る十一月五日日本委員会に付託され、同月十五日石破防衛大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十六日質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告

(平成一九年一月三〇日)

○北澤俊美君 たいだいま議題となりました防衛省職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、一般職の職員と同様に専門スタッフ職俸給表等を新設するほか、任用期間を定めて任用されている自衛官の退職手当の算定方法を改めようとするものであります。

委員会におきましては、前防衛次官の不祥事と給与改定に係る国民への説明責任、専門スタッフ職新設の目的と導入の是非、海外に派遣される自衛官の給与面の処遇改善、自衛官の若年定年制の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。